

新カリキュラム導入に伴う社会福祉士実習の変化

神波幸子, 伊藤春樹, 佐々木政人

Analysis of Field Practicum in Social Work Education

Sachiko Kounami, Haruki Ito, Masahito Sasaki

要 旨

2008年3月に文科高第917号, 厚生労働省社援発第0328003号により相談援助実習の教育的ねらいと教育内容が示され, 2012年4月より本格的に新カリキュラムにおける相談援助実習, 指導が始まった. 本稿では, 新カリキュラムの導入に伴い, 学生の相談援助実習(本学は社会福祉実習)の内容が実際にどのような変化してきているのかを考察するとともに, 学生の実習内容を左右する要因として学生, 実習先(施設・機関・実習担当者), 大学(教員)間に共通するカテゴリーを提起している.

Key words :

新カリキュラム, 実習教育, 実習内容の変化, 実習内容の要因,

New Curriculum, Field Practicum in Social Work Education, Changes in Contents of Field Work Training, Factors of Field Work Training

1. はじめに

1971年に「社会福祉士法制定試案」通称さむらい(士)法案が出され, 17年を経て1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が施行された. そして, 2007年に社会福祉士法及び介護福祉士法が改正され, 社会福祉士は「専門的知識及び技術をもつて, 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ, 助言, 指導, 福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者(福祉サービス関係者等)との連絡及び調整その他の援助を行うこと(相談援助)を業とする者」と定義された. これを受けて2008年3月に文科高第917号, 厚生労働省社援発第0328003号により相談実習の教育的ねらいと教育内容が示された. 2008年から2012年3月までは経過措置が取られ, 2012年4月より新カリキュラムにおける相談援助実習, 指導が始まった. 新制度では, 相談実習担当教員資格や実習受け入れ先の指導者要件(社会福祉士の資格取得後相談業務の従事期間3年以上でかつ実習指導者講習会を修了していること), 指導者の届け出制, 実習時間180時間以上, 1つの施設で120時間以上行うことが基本となった. また, 大学と各実習先と実習契約書・合意書を交わすことなどが課せられ, 教員は実習事務の多忙さに追われている. そして, 2008年に日本社会福祉士会から相談援助実

習プログラムが提示され、各実習現場ではこのプログラムをどのように実習時間の中に組み込み実施するかという課題も抱えている。また、実習生を送り出す大学側では、全ての学生がこのプログラムの内容をこなせるかという問題を同時に抱えることとなった。新カリキュラムにおけるソーシャルワーク実践を重要視した実習の意義は、特に高齢者分野においては団塊世代の高齢化に伴いニーズの多様性・高度化が言われているため、これらのニーズに対応するためには、社会福祉従事者養成の質の向上という点から旧カリキュラムから新カリキュラム移行に伴う学生の実習内容の見直しは、意味があるといえる。それでは、実際に旧カリキュラムから新カリキュラムの変更（ソーシャルワーク実践の重視）に伴い実習内容がどのように変化してきているのかを従来の教員の実習指導、学生の実習への取り組み、学生が望む実習・実習指導者等を踏まえながら捉え、今後の大学における実習教育・実習指導のあり方について考えていく必要がある。そこで本稿では、旧カリキュラムから新カリキュラムへの移行に伴う学生の実習内容の変化の有無及び実習内容に影響を及ぼしている要因について、主に高齢者分野の実習学生の状況を中心に見てみたい。

2. 研究目的

1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が施行され、2012年度より本格的に新カリキュラムによる教育が開始された。この間には介護保険法、障害者支援費制度が施行されるなど大きく福祉制度も変化している。高齢分野においては介護保険制度の導入により高齢者施設の生活相談員（社会福祉士）の業務は、社会福祉士という専門性が第三者にもより理解される職種となり、新カリキュラムにおける相談援助実習は、従来のケアワークから社会福祉士としての実習プログラムへと前向きなっている。

本研究では、新体制の下、ソーシャルワーク実践を重視した学生の実習先の実習（以下実習という）の内容に、具体的にどのような変化が表れているか、2009年から2012年9月末まで神波が担当した学生61人の実習内容から分析していくと共に実習内容を左右する要因について考察することを目的としている。

3. 研究方法

研究方法としては、神波が担当した社会福祉実習の高齢者福祉の実習先の施設（デイサービス16人、介護老人福祉施設43人、介護老人保健施設2人）で2009年から2012年9月末までの4年間に実習を体験した実習生61名（男性：7人、女性：54人）を対象に行ったアンケート調査とこのアンケートを基にして必要と思われた内容を学生と施設の指導者に聞き取りを行い、確認をした内容の分析である。従って、分析結果にはアンケートだけでは確認できないものはできる限りこの聞き取り調査で補った。

表 1. 年度別, 男女別実習学生数

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	合計度
男性	0	2	1	4	7
女性	14	11	17	12	54
合計	14	13	18	16	61

注) アンケート調査の内容は生活相談員の業務に関する 30 項目で, 巻末に資料として掲載

4. 新カリキュラムにおける相談実習のシラバス

厚生労働省 (2008 年) 「大学において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」で示している相談援助実習指導, 相談実習の教育内容のねらい及び教育に含むべき事項は以下のものである。

(1) 相談援助実習指導のねらい

- ① 相談援助実習の意義について理解する。
- ② 相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して, 相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。
- ③ 社会福祉士として求められる資質, 技能, 倫理, 自己に求められる課題把握等, 総合的に対応できる能力を習得する。
- ④ 具体的な体験や援助活動を専門的援助技術として概念化し, 理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。

(2) 相談援助実習指導の教育に含むべき事項

- ① 相談援助実習と相談援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義
- ② 実際に実習を行う実習分野 (利用者理解含む) と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解
- ③ 実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解
- ④ 現場体験学習及び見学実習 (実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む)
- ⑤ 実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解
- ⑥ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解 (個人情報保護法の理解を含む)
- ⑦ 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解
- ⑧ 実習生, 実習担当教員, 実習先の実習指導との三者協議を踏まえた実習計画書の作成
- ⑨ 巡回指導
- ⑩ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成
- ⑪ 実習の評価全体総括会

(3) 相談援助実習のねらい

- ① 相談援助実習を通して, 相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し

実践的な技術等を体得する。

- ② 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握、総合的に対応できる能力を習得する。
- ③ 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

(4) 相談援助実習の教育に含むべき事項

- ① 実習指導者による指導を受ける
- ② 相談援助実習指導担当教員は巡回指導等を通して、学生及び実習指導者との連携調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。

- ア. 利用者やその関係者、施設、事業者、機関、団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成
- イ. 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成
- ウ. 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成
- エ. 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む）とその評価
- オ. 多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際
- カ. 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解
- キ. 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際
- ク. 当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解

将来、社会福祉士として本当に業務を担っていくためには、少なくとも上記の内容を理解した上で就職してほしいという願いは、私ども教員にもある。しかし、24日間という期間内でこのすべてをこなすことができる実習生がどれだけいるかは、はなはだ疑問に感じられる。確かに、「見る（見学）」という実習では確立していて、触れてみましたので知っていますという意味での実習ならば可能かもしれないが、「見る」から「考える」という意味での実習では可能性は少ない。この「考える実習」を可能にするためには、どこか一つに集中して掘り下げて実習を行うという選択肢もあってもいいのではないかと考えるのは間違いだろうか。

大学において単位を取得するためには、論理的にはサービスの内容を学習していることになっているので、広くすべての業務を垣間見るだけの実習によって、それぞれの提供するサービスを利用するに至った問題点を理解することなく、机上で学んだものを実体験として学習したと思いたい学生と思ってしまう学生とがいても不思議ではない。サービスを利用するに至った理由を深く理解することが、「考える実習」の出発点だと考えている私たちにとっては、今回のカリキュラムの変更に対する疑問の一つである。

このように幅の広い実習をもれなく体験させることは、表面だけを見てこれが現場だと思いき違いをする学生を生むことにもなる危険性を孕んでいる。この思い違いを私たち教員がどのように修正していけばいいのか、現実的にははなはだ難しい問題を突き付けられたと思っている。この疑問は施設の指導者からも同じような指摘がされていることを考えると、実習生を送り出す大学側も、これを受け入れる施設側も解決しなければならない問題だと認識をしていますが、解決策がなかなか見つからないというのが現状である。とにかく解決までには今しばらくの検討が必要で、新しいプログラムを十分に使えるようになるため教員側の訓練が必要という結論しかないのかもしれない。

ところで、上記に示され新制度の下で、大学の教員が施設の指導者と連携を密にしながら実習を実施しているが、施設での指導者は社会福祉士の資格を持ち、3年以上の実務経験を持ち、厚生労働省が指定する講座を修了した者ということが必要要件になったため、学生がどのような現場実習指導者に指導を受けているのか、実習指導者の年齢と経験年数から調べてみることにした。

5. 実習指導者の年齢と経験年数

先に述べたように新カリキュラムに伴う実習教育を行うためには、施設での実習指導者は社会福祉士の国家資格取得後3年以上の実務経験と実習指導者になるための講習を受講していなければならない。本学の高齢分野の実習では、新カリキュラムに伴う実習依頼先施設は17施設、20名の社会福祉士の方に協力を得ている。この17施設、20名の実習指導者の年齢と資格取得後の生活相談員経験年数は、2012年4月現在は表2のようである。

表2. 実習指導者の年齢と経験年数

年齢	29歳以下			30～39歳			40～49歳			50～59歳			合計		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
経験年数															
3～5	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	2
6～10	0	2	2	6	3	9	2	0	2	0	0	0	8	5	13
11～15	0	0	0	1	0	1	3	1	3	0	0	0	4	1	5
合計	2			11			6			1			20		

注) 実習指導者は30歳代が半数以上を占め最も多く、男性の占める割合が女性よりもはるかに多い。

実習指導者で社会福祉士資格取得後5年未満の相談援助職の経験を持っている人は、30歳代が1名と50歳代が1名と2名しかおらず、6年から10年の経験者が13名、11年以上の経験者が5名と全体的に経験豊かな社会福祉士が指導に当たっていることがわかる。経験年数11年以上の指導者を見てみると、4名が男性であり、女性が1名で、男女共に年齢層は30歳代

40 歳代である。

また、年齢区分で見ても、20 歳代の方は 2 名であり、30 歳代以上の人が実習指導に当たっている。実習指導者の半数以上を占める 30 歳代において、男性の占める割合が 70%以上を占めることは、今後の施設運営の担い手に男性のかかわる可能性が高いとも考えられる。

これを男女別で見ると男性が 13 名、女性が 7 名と圧倒的に多い。これは、一般的に女性の多い施設においては少し考えさせられるところもある。さらに、20 歳代と 50 歳代の指導者は女性ばかりであるのに対して、30 歳代 40 歳代の指導者は女性よりも男性の比率が高い。

6. 調査結果

旧カリキュラムにおいては、実習内容が新カリキュラムのように詳細に決められているわけではなかったが、新カリキュラムになって、施設での実習指導者に対して講習の義務付けなどが実施されたために、施設においても実習プログラムが検討されており、2012 年度の状況を見ると 8 施設中 4 施設が指定されたプログラムを用い、残りの 4 施設は独自のプログラムに職場、職種、ソーシャルワーク実習を工夫しながら取り組んで指導して頂いている。

高齢分野だけでなく児童、障害、地域などの分野でも実習派遣先においては、旧カリキュラムの時代から原則として社会福祉士の方がいる施設をお願いしてきた（どこの大学も同様であると思われるが、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児通所支援事業などでは、旧カリキュラムでは社会福祉士がいなくても派遣していた）が、新カリキュラムが示されたことに伴い社会福祉士実習として、施設での実習指導は社会福祉士の資格を取得後 3 年以上の経験のある職員になったために、社会福祉士の資格を持ち実習のための講習を受けた職員が、実際どのような実習を行おうとされているのかその内容を把握する必要性を感じた。その上で今後の大学における実習指導教育に反映させる必要があると考え、実習学生にアンケート調査と、詳細に理解したい項目に関して学生や施設の実習指導者に聞き取り調査をした。

このアンケート調査は、本来的には全ての実習学生に行うべきであるが、分野の特殊性もあると考えて、今回は高齢者施設に限定し、高齢者の生活施設において社会福祉士（生活相談員）が行う業務 30 項目を挙げ、実習終了後に「生活相談員業務に関する実習内容」としてアンケートを実施した。

新しいカリキュラムの導入による影響を見るために、このアンケートでまとめることが、今回の研究目的である。そこでまず、高齢者福祉の実習で介護福祉士と社会福祉士の実習の違い、すなわち三大介助に対する関わり方を論じた上で、新カリキュラムになって増えた実習項目、旧カリキュラムではなかった項目で新カリキュラムになって少しずつ増えてきている項目、変化のない項目、どのように理解してよいかわからない項目などとまとめて整理した。

1) 実習に占める介護業務の割合

従来から高齢分野の実習は、相談援助実習（社会福祉士）とケアワーク（介護福祉士）に区分される。高齢分野の社会福祉士実習では生活相談員の業務を理解する上で、日常生活におけ

る利用者の生活をより理解するために介護業務実習がある。旧カリキュラム時代は現場における生活相談員実習として何を学生に提供していけばいいか戸惑う施設も多く、あまり明確ではなかったためにケアワーカーの業務を補助的手伝うという実習が多く見られた。そのため生活相談員実習は多くて1週間か数日間の説明のみという実習先もあった。このため、社会福祉士としての実習内容ではないのではとか、基本的な介護の体験もなくして相談業務だけを実習として体験させることに意味があるのかとか、様々な意見が出されていた。少し変化しつつあるとすれば、介護業務実習でも社会福祉士に必要とされるのは、専門的な直接的身体的介護・介助の補助的実習ではなく、例えば屑籠の清掃をしながら利用者が好む嗜好品を、洗濯場実習では利用者が好む洋服の色、形、下着の形体や消耗度、下着からみる家族の気遣い、調理場では調理の仕方・工夫、食事の出し方などの学びからの利用者理解につなげる実習に変わりつつあるのではないかということである。そのためここでは介護業務を介護福祉士が行うケアワークと区別する意味でも、少し広い意味で利用者の生活環境を整え、生活を手助けする業務も介護業務として捉えている。

そのため新カリキュラムにおいての実習はこれらの問題を解決するとともに、社会福祉士としてのアイデンティティを確立するためには重要な意味を持っている試みだと思う。その一方、経験の少ない学生が社会福祉士としての業務を本当に体験できるのだろうかという疑念も持っている。学生を社会人として社会に送り出すために、できるだけ十分な準備をして送り出したいと思うのは教員として思い上がった考え方もかもしれないと思いながらも、より良い実習を目指して研究する必要があると考えた。

前述したように高齢分野の特性かもしれないが、介護業務実習を基礎とした上に社会福祉士（ソーシャルワーク）実習が行われている現場が多い。しかし他分野の、児童・母子分野においては介護職に当たるものが保育士にあたり、障がい分野では介護職の配置はなく日常生活指導、訓練として指導員職（社会福祉士）が行っている。このため、この調査項目及び結果はすべての分野に共通して言えるものではないと考えている。また、本来ならば、実習内容として実習の中で介護にあたるものと社会福祉士としてふさわしいものと項目ごとに分類してアンケート用紙を作成すべきであるが、この計画は、新カリキュラムへの移行に伴いどのように実習内容が変わるのか否かを把握したいと考え、アンケートの項目作成に当たっては旧カリキュラム時代に施設で学生が実習させていただいていた内容に即して作成したため、介護実習にあたるものと社会福祉実習にふさわしいものとを分類するものとして作成されていない。しかし、十分にこの内容にも耐えられると考えて分析することにした。ただ、アンケートを始めてから、介護業務やレクリエーション活動の企画・運営など微妙に変化している項目もある。実習内容を問う項目として不十分なところは今後の研究としてお許しいただきたい。

表3に年度別実習内容の状況を示した、表3の介護業務として項目1とその小項目の3項目で示した内容で見ると、大きな変化は2011年度の「排泄介助（トイレ誘導などの見守りを含む）」だけであり、介護業務が新カリキュラムになって減ったわけではない。しかし、聞き取り調査では、新カリキュラムが示されるまでは直接利用者の介護を行う実習が多かったが、

経過措置の期間から徐々に見学実習に変化し、実際に介護業務を実習している学生は2011年では2名で、ほとんどが見学実習であった。ところが、2012年の本格的な新制度に移行した今年の9月末現在では16名中9名の学生が実習を行っていた。この9名の介護業務実習の内容は、食事介助が主で、それ以外の入浴・排泄では見守り・見学実習であった。これは、新カリキュラム移行を意識して、2011年度の実習現場では社会福祉士実習から介護業務の実習を社会福祉実習から外した施設があったが、大学の実習指導及び学生側の実習準備が十分に整っていなかったこともあり、施設側の新カリキュラムに即した社会福祉士実習のプログラムが消化できないと判断された結果なのか、2012年度には再び食事介助、ドライヤーかけ（排泄介助はトイレ誘導を中心としたもの）などの直接的な介護業務を実習に取り入れた施設が増えたのではないかと考えている。新カリキュラムの特徴としては、社会福祉士の介護業務実習から排泄の直接介助が外され見守り実習が増えていることや排泄介助そのものを外す施設も出てきている。また、介護現場に配置された日数を学生の実習プログラムから見てみると、2009年・2010年度までは3週間であったが、2011年度（新カリキュラム移行への意識や実習指導者講習会受講修了者の影響があるかも知れない）からは2週間、10日、5日間などと時間的にも少なくなっている傾向がみられる。

表3. 実習中に行われた介護業務の割合とその内容別割合

	2009年	2010年	2011年	2012年
1. 介護業務	100.0	92.3	100.0	93.8
①食事介助（見守り・見学等含む）	71.4	92.3	100.0	75.0
②入浴介助（ドライヤー，着脱介助・浴室への誘導等の・見守り・見学等を含む）	92.9	92.3	100.0	75.0
③排泄介助（トイレ誘導などの見守りを含む）	78.6	92.3	33.3	75.0

実体験の乏しい実習学生にとって、介護業務実習は実習項目の中でも実習学生が能動的にできる数少ない項目である。ただ、介護業務実習だけをしてきて社会福祉実習をしてきたと感じている学生もいたため、これらの問題は今後解決したい問題でもあった。

ところで、介護業務という問題は障害分野や児童分野ではどのように考えるべきか難しい側面がある。高齢分野において、介護福祉士という国家資格があるために介護福祉士の仕事と社会福祉士の仕事とは区別しなければならないが、知的障害の分野ではこのように区別しなければならない職種があまり明確ではない。重度の身体障害を抱える場合（例えば、たんの吸引など）には看護師や介護福祉士との分担をしなければならないが、生活場面においては微妙なところがある。また、児童分野においては、保育士との関係性の中での問題はあがるが、介護福祉士との問題はほとんどないと考えられる。

2) 新カリキュラムで増えた実習項目

一方、体験した実習生の割合が確実に2010年度以前と2011年度以後を比べて増えている実習項目は表4の、「入退居・利用等に関する相談に同席等」「各職種間調整に同行・同席」「家

庭訪問に同行」「レクレーション企画・運営・実施」「その他<喫茶など施設独自のものなど」である。「入退居・利用等に関する相談に同席等」「各職種間調整に同行・同席」「家庭訪問に同行」の3項目は年度ごとに増加しているが、「レクレーション企画・運営・実施」「その他<喫茶など施設独自のものなど」の2項目は、2011年度が最高で2012年度には若干減少している。

ところで、「その他<喫茶など施設独自のものなど」を除いて、これらの項目は実習生の体験は受動的体験（見学実習）にならざるを得ないものと思われる。特に、「入退居・利用等に関する相談に同席等」「各職種間調整に同行・同席」に関しては、同席するだけで能動的に実習生自らこれらの項目に参加することはない。

表4. 旧カリキュラムよりも新カリキュラムになって増えた実習項目

	2009年	2010年	2011年	2012年
2. 入退居・利用等に関する相談に同席等	42.9	46.2	66.7	81.3
7. 各職種間調整に同行・同席	21.4	23.1	55.6	75.0
13. 家庭訪問に同行	28.6	53.8	55.6	75.0
18. レクレーション企画・運営・実施	35.7	46.2	61.1	50.0
30. その他<喫茶など施設独自のものなど	21.4	38.5	44.4	43.8

旧カリキュラムでは全く行われていなかった項目で、新カリキュラムで新たに加えられたような内容については表5に示した。これは、介護保険の導入とともに、「措置」から「契約」と変わったために、施設と利用者が契約の関係に変化したことに伴ってサービスの外部評価とか苦情処理などが加えられ、実習指導者も徐々にこれらの項目にも習熟するようになったうえに、新カリキュラムになってこれらの項目が明記されたという側面もある。「終末期に関する相談に同席」、「苦情処理への対応」、「サービスの標準化に関する事務の補助」は2009年度と2010年度にはまったくなかった実習内容が2011年度と2012年度には、僅かではあるが実習させてもらっている。ただ、問題の内容から考えて、どの程度学生が参加できたか、どのような点を問題点とできたかは困難な問題も多いように聞き取りからも想像できる。この内容は、高齢者のケアに対する考え方の変化が影響していると考えられるので、今後の高齢者ケアを考える上で非常に重要な項目でもある。

表5. 新カリキュラムになって追加された実習項目

	2009年	2010年	2011年	2012年
9. 終末期に関する相談に同席	0.0	0.0	11.1	31.3
25. 苦情処理への対応	0.0	0.0	22.2	31.3
29. サービスの標準化に関する事務の補助	0.0	0.0	5.6	6.3

3) 新・旧カリキュラムにおいて同じ割合で行われた項目

表6に新旧カリキュラムを通じて同じ割合で行われた実習項目を挙げた。「利用者及びその家族の相談、調整に同席・同行」、「ケアカンファレンス及びケース会議の企画及び参加」、

「送迎業務」, 「ケース記録の作成及びケース記録の通読」や「行事・クラブ・趣味活動等の計画・運営・実施」は, 実習している割合も高く, 多少の増減はあるがほぼ一定の割合で推移しているとみても間違いない。

介護保険に看取り加算が付くようになったことから, 施設では積極的に終末期の看取り援助が行われるようになってきているが, このことは学生の実習にも少しずつ反映されつつあり, 2012年度にお願いした8施設はすべてこの項目に取り組みされていた。しかし, 実習させていただいたのは5名であった。このため, 今後, 大学の高齢者分野の実習教育, 演習授業等においても看取りに関する教育・指導もしていくことも重要となろう。

表 6. 旧・新カリキュラム通じて同じ割合で行われた実習項目

	2009年	2010年	2011年	2012年
3. 利用者及びその家族の相談, 調整に同席・同行	92.9	92.3	100.0	81.3
6. ケアカンファレンス及びケース会議の企画及び参加	50.0	69.2	55.6	75.0
15. 送迎業務	100.0	69.2	83.3	100.0
16. ケース記録の作成及びケース記録の通読	71.4	76.9	77.8	87.5
17. 行事・クラブ・趣味活動等の計画・運営・実施	71.4	46.2	66.7	62.5

4) 新・旧カリキュラムで変化の判断が困難な項目

新旧カリキュラム間の変化という意味では割合が上下するために判断することが難しいものとして, 表7にまとめた。財産等に関する相談はまだ実習内容として組み込まれる件数はわずかではあるが, 身体的虐待・経済的虐待などのケースを通じて日常生活自立支援事業, 成年後見制度等を学ぶ機会を提供していただけるようになってきている。

表 7. 新・旧カリキュラムの比較が困難な項目

	2009年	2010年	2011年	2012年
8. 財産等	35.7	15.4	38.9	12.5
10. 入所者(利用者)の居室調整	21.4	38.5	22.2	50.0
11. 入所者(利用者)買い物同行・	28.6	23.1	44.4	25.0
12. 買い物・薬を取りに行く・銀行等の代行業務に同行	21.4	46.2	44.4	31.3
14. 医療機関への入所(利用者)のお見舞いに同行	21.4	46.2	50.0	25.0
19. 地域ケア会議・担当者会議への参加	14.3	38.5	11.1	18.8
20. 地域活動のための企画等に参加	14.3	23.1	5.6	31.3
21. リスクマネジメント資料作成及び資料の通読	21.4	38.5	61.1	37.5
22. 事務業務(介護保険請求及び利用料などの請求事務及びショートステイの予約管理・資料整理等)	35.7	30.8	55.6	25.0
23. 他機関, 行政との連絡調整に同行	21.4	61.5	33.3	37.5
24. ボランティア等の受け入れに参加	14.3	0.0	22.2	12.5
27. 広報誌作成・発送など補助	28.6	0.0	11.1	12.5
28. 第三者評価導入準備・受け入れ準備等の補助	21.4	0.0	11.1	12.5

「地域ケア会議・担当者会議への参加」, 「地域活動のための企画等に参加」, 「リスクマネジメント資料作成及び資料の通読」, 「事務業務（介護保険請求及び利用料などの請求事務及びショートステイの予約管理・資料整理等）」, 「他機関, 行政との連絡調整に同行」, 「ボランティア等の受け入れに参加」, 「広報誌作成・発送など補助」, 「第三者評価導入準備・受け入れ準備等の補助」はほとんどの年度で50%以下の割合で実施して, 各年度の推移はほぼ一定と考えることができる。社会福祉士の定義の改正では, 相談・援助者としての役割と地域のコーディネーターとしての役割を担うことが課せられたが, これらは学生の実習期間の中で実習できる機会はさほど多くはないだろうということと, 特に施設の社会福祉士が地域とどのような関係を築きながら仕事をしているかは見えにくい状況にあるのではなかろうか。

5) 新・旧カリキュラムを通して、回答を理解しにくい項目

「利用者との関わり」「ケアプランの作成」に関して, この結果をどのように理解するか, 私たちには不思議に思える内容であった。特に「利用者との関わり」に関して, 学生の意味する「利用者の関わり」が年度を通して同じようには理解できていなかったのではないかと思われる。施設の指導者に聞いても利用者との関わりを減少させようとする意志は感じられず, 新カリキュラムで新しい項目が増加したために時間的に減少せざるを得なかったというだけで, 利用者との関わりはあったと考える方が普通と考えられる。一方, 「ケアプランの作成」に関しては, 施設側の学生に対する意気込みの違いなども影響しているように思われる。新カリキュラムでは, 実体験の少ない学生にも「ケアプランの作成」を強いたが, 施設での指導者も学生のレベルに合わせたケアプランという考え方をすると, 現場で作成しているケアプランのレベルというものを意識するあまり, 実習学生にはとても無理と判断する施設と意見が分かれているところが伺える(表8)。

表8. 新・旧カリキュラムにおいて理解困難な項目

	2009年	2010年	2011年	2012年
4. 利用者との関わり	78.6	92.3	33.3	100.0
5. ケアプランの作成	42.9	46.2	66.7	31.3

ケアプランを作成するためには, アセスメントが重要になるが, このアセスメントのために, 高齢分野の実習指導では施設・在宅, (単身高齢・高齢者世帯, 高齢者との同居世帯)におけるアセスメント表を作成し, 学生が利用者を多面的理解できるよう指導するが実習事前教育の段階では学生にその理解を求める難しさを感じている。ケアプランは社会福祉士実習においては援助計画, 支援計画にあたるが, ケアプラン作成実習は介護保険下のケアプラン作成シートが提供されているところが多い。作成したケアプランを見ても介護福祉士の視点からのADLに関するケアプランにとどまっていることが多いことである。社会福祉士としてはこの基礎的なケアプランの作成も大切であるが, これが社会福祉士としてのケアプランだと思って実習を終了する学生がいるため, ADLを踏まえての社会福祉士としての視点である施設生活における

生活環境やその豊かさ、ADL の向上が利用者の生活の質の向上にどのような関連があるか、利用者の社会生活、社会関係という側面への気づきや、利用者の方の心残りなこと、気がかりなことへの気遣いなどもできれば指導していただければという思いもある。

「利用者との関わり」に関しては障害分野も児童分野も最も重要な部分としているが、ケアプランの作成に関しては、微妙であると思う。施設の新任研修においてもケアプランの作成は重要なテーマになり、より充実したケアプラン作成のためにどのように指導していくかは、施設の運営にとって重要な問題である。このような見方は、どの分野においても同じであると思われる。

7. まとめ

従来の実習は、社会福祉士という専門職者養成の実習というよりも社会福祉職従事者養成という視点の直接利用者の介護業務に携わりながら利用者に関わるという「汗する実習」が主体で、特別養護老人ホームの生活相談員がどのような業務を行っているのか実習学生にはほとんど理解できない実習であった。しかし、介護保険の導入以降の特別養護老人ホームの生活相談員実習では、社会福祉士という専門職者として習得すべき知識、対人援助の技術及び業務内容を実践的に学べる機会が増えつつある。さらに、職場・職種・ソーシャルワーク実習という意識化された実習プログラムの提供によって、大学での社会福祉士教育・実習教育ともつながり理論・実践のくりかえしの意味・意義がでてきたように思う。

新カリキュラムにおける職場・職種・ソーシャルワーク実習という段階的実習は、大学・現場がともに手探り状況の段階ではあるが、大学で実習教育に携わる私ども教員間では、24 日間という実習期間に新カリキュラムの実習枠踏みの内容を表面的にこなすことよりも、まず実習の基礎となる利用者理解をどのような方法で行うかが重要であると考えている。ただ、利用者理解を学生が主体的に考え、工夫しながら実習の中で実践できる仕組みを現場とともに創り上げることが大切である。

このことをどのように新カリキュラムにおける実習と関連させながら指導していくかは教員の問題といえる。

また、新カリキュラムの実習内容が高齢者分野でも施設サービスと居宅サービスの間の違いや、居宅サービスでもデイサービス、グループホーム、ケアハウスなどとサービスの種類の違いにおいて、利用者が抱える問題や利用者の意向に微妙な違いがあり、利用者理解を中心にしても経験の少ない実習生にとっては、社会福祉士の姿や業務を見誤る危険性が隠されている。さらに、児童福祉、障害者福祉、また地域福祉と各実習分野においてある程度の差がある上に、児童・母子分野、障害分野においては保育・養護実習にとどまっている施設も見られ、大学と施設との連携の在り方を探る必要もある。

今後は、実習施設が提供するサービスの違いによる実習内容の違いや各分野における実習内容の違いをどのように解決して行くかが問題として明らかになった。

国家試験受験資格取得するための実習施設指定範囲の施設・機関では、社会福祉士のための

実習ができることが必要であることは言うまでもないが、そのために各現場に指導者要件を満たした社会福祉士を配置したことは評価できる。しかし、実習は、現実的に配置された社会福祉士のみが実習生を指導できるはずもなく、実習施設の職員の方々、ひいては、大学と施設との連携をさらに密にし、実習生がより深く学べる環境を確立することが急務といえるだろう。

大学は学生に有益で意味ある実習を提供したいと考え、施設は大学への協力のほかに明日の施設運営を担える人材を求めていることは事実である。ここに、大学と施設が連携を深めるだけの両者の動機がある。しかし、急激に変化する社会において、社会福祉士が対応しなければならない問題も大きく変化することも事実である。このために、求められる社会福祉士像も変化せざるを得なくなってきたことも一面の事実であり、この局面にあって私たちが新しい社会福祉士像を求めて実習先である施設と連携しながら主体的に必要なとされる新しい像を模索するより方法はない。

大学はこの新しい社会福祉像を模索するのは当然であるが、施設は運営・経営という面で厚生労働省の縛りが大学よりもきつく、新しい像を求めるといっても大学と施設の思惑の違いがあることを知った上での連携の模索となる。

また、大学や施設の動機からだけでなく、学生が社会福祉士という仕事に興味と関心を示すような実習体系、すなわち提示された枠組みを実習でこなすことよりももう少し各現場の特性を活かしながら自由な雰囲気の中で学生が自己の実習課題に取り組めるような実習を考えていくことも同時に必要であると思う。

さらに、大学で実習教育に携わる私たちは、実習学生の能力の差も配慮しなければならない。一様に提供されたプログラムを消化できない学生を切り捨てるのも一つの方向性ではあるが、定められた実習プログラムに従いつつも力不足の学生を教育できるような、大学独自の实習教育におけるポリシーをもつことが必要である。まだ模索中ではあるが本学の実習指導教育のポリシーは、まず丁寧に学生を指導していくことに基本を置き、学生が人としてあるいは専門職者として利用者と限られた期間の中でどのように信頼関係を形成するか、どのような方法で利用者理解を深めていくか、学生個々のそのプロセスを一番大切にしていきたいと考えている。

社会福祉士という職種が本当の意味で市民権をまだ得ているわけではないために、社会福祉士という専門職に学生が興味と関心を示せるように、大学と現場とが共同してその養成教育の在り方を検討していく必要が多く側面からも求められている。

最後に、学生の実習内容の如何は、学生、施設の実習指導者、大学の教員の三者間の意欲（熱意）・能力（力量）・知識の相互・交互作用などに左右されている部分が大きいと考えている。

学生の意欲（学ぶ態度）・能力（力量）・知識としては、①目的をもって学ぼうとする姿勢、②積極性、③笑顔・謙虚さ・素直さ、④挨拶などの礼儀、⑤文章能力、⑥実習内容の理解度、⑦洞察力などであり、実習先・実習指導者側の意欲（熱意）・能力（指導の力量）・知識としては、①受け入れ姿勢・体制、②指導者の年齢及び経験年数、③指導者の社会福祉士観、④専門性、⑤実習のコーディネート力、⑥スーパービジョンの力量、⑦人柄、⑧知識、⑨その他（指導者の学歴・福祉学部か他学部の出身か、一般企業から相談職への転職組か、その動機等）が

考えられる。また大学（教員）側の派遣姿勢・熱意・指導力（力量）・知識としては、①専門性、②知識の片寄り（制度・援助技術の両面を指導できているか）、③スーパービジョンの力量、④実習に対する意欲・熱意、⑤現場経験の有無、⑥国家資格の有無などの相関関係が学生の実習内容に影響している要因ではないかと考えている。大学として、教員自身のこれらの要因を引き上げるとともに、大学が主体となって、大学の目指すポリシーにしたがって、まず学生の能力を高めることにまい進する一方、協力してくれる施設を求めるべきである。この課題は、色々なところで議論されている部分でもあるが、今一度私たちの今後の研究課題としていきたい。

引用・参考文献

- 神奈川県高齢者福祉施設協議会編（2004）『高齢者福祉施設生活援助・業務マニュアル』中央法規
- 社会福祉法人東京都社会福祉協議会（2006）『高齢者福祉施設 生活相談員業務針—業務標準化のためのガイドライン—』
- 厚生労働省（2008）『大学において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について』 P.10-12
- 関西福祉科学大学 社会福祉実習教育モデル研究会編（2008）『相談援助のための福祉実習ハンドブック』ミネルヴァ書房
- 月刊福祉6（2008）『特集 社会福祉士・介護福祉士の新たなカリキュラム、始動』全社協
- 社団法人日本社会福祉士会施設実習指導者研修委員会フォローアップ研究作業部会報告書（2010）『新制度のもとでの相談援助実習の質の向上に関する研究』
- 社団法人 日本社会福祉士会編集（2008）『社会福祉士実習指導者テキスト』中央法規
- 日本社会福祉教育学校連盟近畿ブロック支部・日本社会福祉士養成校協会近畿ブロック合同研究会調査（2011）『社会福祉士カリキュラムにおける相談援助実習に関する調査結果』
- DoH et al(2000) Framework for the Assessment of children in Need and Their Families. London, HMSO
- 中野敏子(2006)『どう活かすあなたの支援』大揚社

資料編

資料1	年度別実習内容の状況				2009 年(14 人)	2010 年(13 人)	2011 年(18 人)	2012 年(17 人)	2009 年(14 人)	2010 年(13 人)	2011 年(18 人)	2012 年(17 人)
	実数											
1. 介護業務	14	12	18	15	100.0	92.3	100.0	93.8				
① 事介助(見守り・見学等含む)	10	12	18	12	71.4	92.3	100.0	75.0				
②入浴介助(ドラヤー, 着脱介助・浴室への誘導等の・見守り・見学等を含む)	13	12	18	12	92.9	92.3	100.0	75.0				
③排泄介助(トイレ誘導などの見守りを含む)	11	12	6	12	78.6	92.3	33.3	75.0				
2. 入退居・利用等に関する相談に同席等	6	6	12	13	42.9	46.2	66.7	81.3				
3. 利用者及びその家族の相談, 調整に同席・同行	13	12	18	13	92.9	92.3	100.0	81.3				
4. 利用者との関わり	11	12	6	16	78.6	92.3	33.3	100				
5. ケアプランの作成	6	6	12	5	42.9	46.2	66.7	31.3				
6. ケアカンファレンス及びケース会議の企画及び参加	7	9	10	12	50.0	69.2	55.6	75.0				
7. 各職種間調整に同行・同席	3	3	10	12	21.4	23.1	55.6	75.0				
8. 財産等	5	2	7	2	35.7	15.4	38.9	12.5				
9. 終末期に関する相談に同席	0	0	2	5	0.0	0.0	11.1	31.3				
10. 入所者(利用者)の居室調整	3	5	4+	8	21.4	38.5	22.2	50.0				
11. 入所者(利用者)買い物同行・	4	3	8	4	28.6	23.1	44.4	25.0				
12. 買い物・薬を取りに行く・銀行等の代行業務に同行	3	6	8+	5	21.4	46.2	44.4	31.3				
13. 家庭訪問に同行	4	7	10	12	28.6	53.8	55.6	75.0				
14. 医療機関への入所(利用者)のお見舞いに同行	3	6	9	4	21.4	46.2	50.0	25.0				
15. 送迎業務	14	9	15	16	100.0	69.2	83.3	100				
16. ケース記録の作成及びケース記録の通読	10*	10*	14	14	71.4	76.9	77.8	87.5				
17. 行事・クラブ・趣味活動等の計画・運営・実施	10	6	12	10	71.4	46.2	66.7	62.5				
18. レクリエーション企画・運営・実施	5	6	11	8	35.7	46.2	61.1	50.0				
19. 地域ケア会議・担当者会議への参加	2	5	2	3	14.3	38.5	11.1	18.8				
20. 地域活動のための企画等に参加	2	3	1	5	14.3	23.1	5.6	31.3				
21. リスクマネジメント資料作成及び資料の通読	3	5	11	6	21.4	38.5	61.1	37.5				

22. 事務業務（介護保険請求及び利用料などの請求事務及びショートステイの予約管理・資料整理等）	5	4	10	4	35.7	30.8	55.6	25.0
23. 他機関，行政との連絡調整に同行	3	8	6	6	21.4	61.5	33.3	37.5
24. ボランティア等の受け入れに参加	2	0	4	2	14.3	0.0	22.2	12.5
25. 苦情処理への対応	0	0	4	5	0.0	0.0	22.2	31.3
26. 情報公開（ホームページ）に関する事務及び渉外の補助	1	0	0	1	7.1	0.0	0.0	6.3
27. 広報誌作成・発送など補助	4	0	2	2	28.6	0.0	11.1	12.5
28. 第三者評価導入準備・受け入れ準備等の補助	3	0	2	2	21.4	0.0	11.1	12.5
29. サービスの標準化に関する事務の補助	0	0	1	1	0.0	0.0	5.6	6.3
30. その他＜喫茶など施設独自のものなど	3	5	8	7	21.4	38.5	44.4	43.8

注）＊：ケース記録作成2名を含む +：説明2名を含む

資料2 実習における生活相談員の業務内容に関するアンケート

高齢者施設・機関実習で実習（体験）したことに○印をつけてみよう

1. 介護業務 {①食事介助・見守り・観察・見学 ②入浴介助, ドラヤー, 着脱介助・浴室への誘導・見守り・観察・見学 ③排泄介助・トイレ誘導・見守り・観察・見学}
 2. 入退居・利用等に関する相談に同席等 ()
 3. 利用者及びその家族の相談, 調整に同席・同行 ()
 4. 利用者との関わり {利用者間の人間関係の調整を含む} ()
 5. ケアプランの作成 ()
 6. ケアカンファレンス及びケース会議の企画及び参加 ()
 7. 各職種間調整に同行・同席 ()
 8. 財産等（金銭管理を含む）に関する相談・管理 ()
 9. 終末期に関する相談に同席 ()
 10. 入所者（利用者）の居室調整 ()
 11. 買い物同行 ()
 12. 買い物・薬を取りに行く・銀行等の代行業務に同行 ()
 13. 家庭訪問に同行 ()
 14. 医療機関への入所（利用）者のお見舞いに同行 ()
 15. 送迎業務 ()
 16. ケース記録の作成 (), ケース記録の通読 ()
 17. 行事・クラブ・趣味活動等の計画・運営・実施 ()
 18. レクレーション企画・運営・実施 ()
 19. 地域ケア会議への参加 ()
 20. 地域活動のための企画等に参加 ()
 21. リスクマネジメント資料作成 ()・資料の通読 ()
 22. 介護保険利用料・ショートステイ利用などの請求事務及びその他の等の事務作業 {ショートステイの予約管理・資料整理} の補助 ()
 23. 他機関, 行政との連絡調整に同行 ()
 24. ボランティア等の受け入れに参加 ()
 25. 苦情処理への対応 ()
 26. 情報公開（ホームページ）に関する事務及び渉外の補助 ()
 27. 広報誌作りの補助 ()
 28. 第三者評価導入準備・受け入れ準備等の補助 ()
 29. サービスの標準化に関する事務の補助 ()
 30. その他<喫茶など施設独自のものなど> ()
- (具体的に:)